

入札のお知らせ

次のとおり公募型指名競争入札を実施するので、入札参加希望者を公募する。

令和8年6月2日

秋田市長 沼谷 純

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する事項は次のとおりとする。

- ア 委託番号および案件名
別紙「案件等一覧表」参照
- イ 履行場所および履行期間
別紙「設計図書」参照

(2) 入札参加要件

次のすべてを満たすこととする。

- ア 市税に滞納がある者ではないこと。
- イ 秋田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者ではないこと。
- ウ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者ではないこと。
- エ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者ではないこと。
- オ 各案件で定める参加要件を満たしていること。（別紙「案件等一覧表」参照）

2 入札に関する事項

(1) 日時

令和8年6月17日（水）

各案件の入札時刻については、別紙「案件等一覧表」参照

(2) 場所

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市本庁舎5階 会議室5-A

(3) 入札保証金および契約保証金

秋田市財務規則第109条により入札保証金が必要となるため、金額や納付方法などについては、秋田市財務規則、別紙「入札保証金の取扱いに係る説明書」を参照すること。

(4) 契約日

落札が決定した日から令和8年6月23日（火）まで

(5) 注意事項

- ア 入札会場への入場者は、1社2名以内とする。

- イ 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、参加すること。
- ウ 消費税および地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、消費税および地方消費税の額を含まない金額を入札書に記載すること。
- エ 予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設定する。最低制限価格より低い入札をした者については落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- オ 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。
- カ 落札者となるべき同価の入札が複数あったときは、くじにより落札者を決定する。なお、くじ引きは辞退できないものとする。
- キ 代表者が入札行為の権限を代理人へ委任する場合は、入札時に委任状を提出すること。その際、入札書には代理人の印を押印すること。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札参加希望者は、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
 - ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1）
 - イ 暴力団排除に関する誓約書（様式3）
 - ウ 納税証明書
 - (ア) 秋田市に納めた法人市民税（個人営業の者は、個人市民税）
 - (イ) 秋田市に納めた固定資産税
 - ※いずれも直近の年度のもの
 - ※入札参加申込日前3か月以内に発行されたもの（写し可）
 - ※各納付書の写しでも可
 - ※個人営業の者で個人市民税が非課税の場合は、非課税証明書
 - ※固定資産税が非課税の場合は、資産なし証明書
 - エ 商業登記簿謄本又は登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）
 - ※提出期日から3か月以内に発行されたもの（写し可）
 - オ 入札保証金に関する書類（様式①～③のうち必要なもの）
 - カ 各案件で定める必要書類（別紙「案件等一覧表」参照）
- (2) 同一の入札について、代表者が同一人となっている業者が一緒にした入札は無効とするので、代表者が同一人となっている複数の業者は、同一の案件に参加申し込みすることはできない。
- (3) 申込書等の受付
 - ア 受付期間 令和8年6月2日（火）から6月8日（月）まで（ただし、土曜日、日曜日は除く）
 - イ 受付時間 午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時まで。ただし、受付期間最終日の受付時間は、午前9時から正午までとする。

ウ 受付場所 秋田市教育委員会総務課

(秋田市山王一丁目1番1号 秋田市本庁舎5階)

エ 提出方法 教育委員会総務課のホームページから申込書をダウンロードし、必要事項を記入の上、受付場所へ持参すること。(郵送および電送によるものは受け付けない。)なお、2つ以上の業務に応募する場合、書類は、各1部で良いものとする。

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者へ指名通知する。
- (2) 資格審査の結果により、指名されない場合がある。その者にはその旨を通知する。
- (3) 上記(1)および(2)の通知については、令和8年6月10日(水)以降に電子メールで送付する。

5 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 申込書の提出に関する問い合わせ先
秋田市教育委員会総務課施設担当(電話888-5805)